

令和4年度 山武市地域防災計画の修正概要

令和5年3月

1. 修正の背景

現行の山武市地域防災計画は、東日本大震災の教訓や課題、その後の災害対策基本法の改正等に基づき、平成26年9月に修正した。

その後も、平成28年の熊本地震、令和元年の房総半島台風や東日本台風、令和2年7月豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っている。千葉県においても、千葉県地域防災計画を修正したほか、千葉県大規模災害時応援受援計画の修正や、令和元年台風15号等災害対応検証会議等を行い、防災力の強化を推進している。

本市においても、国土強靱化地域計画の策定、ハザードマップの改訂、津波避難広場の整備、安全安心メールの導入、避難所運営委員会の設立促進、災害協定の拡充など防災体制の一層の充実と地域防災力の向上を図っている。

これらの状況を踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするべく計画を修正した。

2. 計画の構成

山武市地域防災計画案は、計画全体の基本事項を示す総則、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故の3種類）及び資料の5つの編で構成している。

また、災害種別の計画（地震・津波、風水害、大規模事故）は、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（災害復旧・復興計画）の3つの局面を基本として構成している。

〈山武市地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概要
総則編	▶本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、市民等の役割、地域の特性等を記載。
地震・津波編	▶地震による揺れ、液状化、火災及び津波への対策を記載。 ▶附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」は、東海地震関連情報の発表が行われなくなったことを踏まえて廃止。また、「南海トラフ地震防災対策推進計画」に改訂し、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を追加
風水害等編	▶大雨による土砂崩れ、洪水や高潮による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を記載。
大規模事故編	▶大規模火災、林野火災、危険物等の爆発・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、鉄道の脱線等の事故、道路における多重衝突事故、海難事故、油等の海上流出事故、放射性物質事故、大規模停電（※新設）への対策を記載。

3. 修正のポイント

1) 関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 避難勧告と避難指示を避難指示（警戒レベル4）に一本化し、垂直避難等による屋内安全確保が可能な居住者等を考慮して“立退き避難が必要な居住者等”を対象として発令することとした。また、災害が切迫して立退き避難が危険な場合は「緊急安全確保（レベル5）」を発令することとした。【地・津-61】
- ▶ 避難指示等の発令時に市内に緊急避難場所等を確保できず、他市町村への立退きが有効な場合は、当該市町村長と協議して広域避難を実施することを追加した。【地・津-66】
- ▶ 浸水想定区域内で垂直避難ができない居住者や土砂災害警戒区域内の居住者の避難行動要支援者について、区・自治会、自主防災組織、福祉関係者等と連携して個別避難計画の作成を進めることを明記した。【地・津-29】
- ▶ 指定福祉避難所を指定し、受入れ対象者を特定する場合には公示するとともに、要配慮者が直接避難できる体制を整備するよう努めることを明記した。【地・津-29】
- ▶ 緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じ、運転者不在等の場合は自ら車両の移動等を行うことができることを追記した。【地・津-58】

イ 水防法、土砂災害防止法の改正に伴うもの

- ▶ 洪水浸水想定区域の想定規模が計画規模（概ね 50 年に 1 回の大雨）から想定最大規模（概ね 1000 年に 1 回の大雨）に変更され、水位周知河川^{※1}である作田川、木戸川、真亀川の洪水浸水想定区域が見直されことから、浸水想定区域の特徴等を修正した。【総-27】
- ▶ また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設（高齢者、障害者等の入所・通所施設）の避難確保計画^{※2}の作成等が義務化されたことから、計画作成の支援を行うことを明記した。【風-8】

※1 水位周知河川：主要な中小河川で、避難の目安となる水位情報を提供する。

※2 避難確保計画：洪水、土砂災害等から要配慮者利用施設の利用者を円滑に避難させる計画

ウ 災害救助法、被災者生活再建支援法の改正に伴うもの

- ▶ 避難所の設置については、災害発生前から必要に応じて救助法が適用されるようになったこと、災害ボランティアセンターにおける調整事務が救助法の対象となったことから、救助法適用時には、これらの費用負担を心配することなく円滑に対応することを明記した。【地・津-43・44】
- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理の支援対象が“半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）”に拡充されたこと、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象に

中規模半壊世帯が追加されたことから、被害家屋認定調査や罹災証明では中規模半壊、準半壊の区分を設けるとともに、準半壊の被災世帯に被災住宅の応急修理を支援することを明記した。 【地・津-94・106】

エ 大規模災害からの復興に関する法律に伴うもの

- ▶ 特定の大規模災害時には国が定めた基本方針に即した復興計画を作成した場合、復興事業の特別措置が適用されることを踏まえ、同法に基づいて復興計画の作成や復興事業の推進を図ることを明記した。 【地・津-110】

2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 住民がとるべき行動が直感的に理解できるように設定された「5段階の警戒レベル」に合わせて、また、避難情報のガイドラインの改訂を踏まえ、洪水、土砂災害等を対象とした高齢者等避難（レベル3）、避難指示（レベル4）、緊急安全確保（レベル5）の発令基準を修正した。 【風-30】
- ▶ 総務省が創設した「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントを支援する「総括支援チーム」や避難所運営・罹災証明等を支援する「対口支援チーム」の派遣を要請できることを明記した。 【地・津-80】
- ▶ 国の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを踏まえ、避難所の過密を防止する避難行動の普及や避難所における衛生管理や避難者の健康管理を適切に行うことを追記した。 【地・津-65】
- ▶ 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和元年5月）の改定、南海トラフ地震関連情報の運用開始、本市が南海トラフ法による推進地域の指定を受けたことなどを踏まえ、市町村が策定すべき法定計画である「南海トラフ地震防災対策推進計画」を本計画の附編として位置付け、南海トラフ地震関連情報発表時の対応を追記した。 【地・津-115】

イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 家庭等での食料、飲料水等の備蓄目標量が「最低3日、推奨1週間」分とされたことを踏まえ、家庭や事業所における備蓄目標を修正した。 【地・津-23】
- ▶ 大規模災害時には県庁の災害医療本部、山武保健所の合同救護本部、市の救護本部が連携して医療救護活動を実施することを踏まえ、市の救護本部の体制、県災害医療本部や同救護本部との連携体制を明記した。 【地・津-69】
- ▶ 「千葉県大規模災害時における応援受入計画」（平成28年3月策定）に基づき、大規模災害時には県が松尾運動公園等に広域防災拠点を開設して救援活動を展開することを踏まえ、これらの拠点と連携して応援等の受入れを円滑に行うことを明記した。
また、松尾運動公園、さんぶの森公園に広域防災拠点が設置された場合は、協定に基づき、市が設置・運営に協力することを明記した。 【地・津-82】

- ▶ 被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であっても、一定の要件に該当する場合には、千葉県被災者生活再建支援事業に基づいて同法と同等の支援金の支給を行うことを明記した。 【地・津-107】
- ▶ 令和元年房総半島台風における災害教訓を踏まえ、県職員へのプロアクティブの原則の普及が導入されたことを踏まえ、本市においてもプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及することを明記した。 【地・津-7】
- ▶ 大規模災害時に国、県、自衛隊等が市へ派遣する連絡員との連携を円滑に行うため、連絡員の要請、受入体制を明記した。 【地・津-37・78】

3) 市の取組の反映

ア ハザードマップの改訂

- ▶ 水位周知河川（作田川、木戸川、真亀川）の想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や最新の土砂災害警戒区域に対応したハザードマップに改訂したことを踏まえ、このマップを活用して指定緊急避難場所や避難行動を普及することを明記した。 【風-3】

イ 災害協定の拡充

- ▶ 県ペストコントロール協会との防疫業務に関する協定、東京電力との停電復旧に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを追記した。 【地・津-71・84ほか】

ウ 国土強靱化地域計画の策定

- ▶ 地域の国土強靱化施策の指針となる山武市国土強靱化地域計画の策定を踏まえ、国土強靱化に関することはこの計画との整合を図ることを明記した。 【総-4】

エ 市業務継続計画（BCP）の策定

- ▶ 大規模災害時にも市役所の重要業務を継続するためのBCPを定めたことから、今後も経年変化や実災害、訓練の経験を踏まえて適宜改訂することを明記した。

【地・津-7】

4) 令和元年房総半島台風等の教訓の反映

ア 初動体制、本部体制の充実

- ▶ 災害対策本部の設置前には災害警戒本部を設置するほか、災害警戒本部の設置前は状況に応じて情報収集所を設置し、災害情報の収集及び初期の災害応急対策の準備等を円滑に行える体制とした。 【地・津-36】
- ▶ 市災害時職員招集メール、LINE等を活用した連絡体制を導入し、職員の円滑な動員を行うことを明記した。 【地・津-36】
- ▶ 被害状況、災害対策や被災者支援の状況、災害対策の方針など本部長や本部会議の決定事項などを掲示板、職員招集メール等を利用して全職員に発信、共有できる体制とした。

【地・津-37】

イ 情報伝達体制の充実

- ▶ 災害状況や災害対策についての問い合わせや市への要望等への対応が必要な場合、市の総合案内に職員を配置して説明等を行うことを明記した。【地・津-51】
- ▶ 被災者への各種支援策等に関する問合せや相談に対応するため市役所、出張所に設置する災害窓口において外国人への対応が必要な場合は、翻訳ボランティアの派遣を災害ボランティアセンターに依頼することを明記した。【地・津-51】
- ▶ 市民等への広報手段として、防災行政情報伝達システム、出先機関・避難所への掲示、安心・安全メール、SNS、母子モ（母子手帳アプリ）を追加した。【地・津-51】
- ▶ また、広報内容として、被災状況、災害対策の方針、避難所の開設状況、復旧・復興の見通し、被災者支援制度の種類、内容、手続きを追加した。【地・津-51】

ウ 自衛隊との連携強化

- ▶ 大規模な災害発生が予想される場合は、陸上自衛隊第一空挺団第3普通科大隊第8中隊と調整して連絡員の派遣を要請することを明記した。【地・津-78】

エ ペット同行避難対策の充実

- ▶ ペット同行避難に備えて、避難所にペット飼育スペースを確保するほか、ペット飼育スペースを確保できない避難所については一時飼育拠点を確保することを明記した。【地・津-92】

オ 要配慮者支援体制の充実

- ▶ 避難が必要な災害が発生した場合、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団及び郵便局に要配慮者など市民の安否確認を要請するほか、病院、介護施設等から入所者の安否情報を収集することを明記した。【地・津-96】
- ▶ 救援物資等を自ら取得できない在宅避難の要配慮者をリストアップし、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織、民生委員、消防団等の協力を得て救援物資を配布することを明記した。【地・津-96】

カ 生活支援の強化

- ▶ 避難が長期化する場合は、元気館、近隣の宿泊施設・入浴施設、自衛隊の仮設入浴場などを活用した入浴支援を行うことを明記した。【地・津-101】
- ▶ 停電、断水が長期化する場合は、県から管理委託された洗濯機等を活用した洗濯所の開設を行うことを明記した。【地・津-101】
- ▶ 停電が長期化する場合、避難所、市管理施設等に充電用のスペース、充電器材を設置し、携帯電話充電サービスを行うことを明記した。【地・津-101】

キ 大規模停電対策の新設

- ▶ 暴風による倒木等に起因する大規模停電を予防するとともに、大規模停電発生時の電力

の早期復旧、重要施設の非常電源確保対策等 令和元年房総半島台風による大規模停電を踏まえ、大規模停電対策計画を新設した。 【大事故-38】